

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 13 日 (金) 第 701 号 の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 公 安 委 員 会 規 則

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則を廃止する規則 (※) (警務課取扱い) 1
- 鹿児島県公安委員会規則の読点の表記を改める規則 (※) (総務課取扱い) 1

### 公 安 委 員 会 告 示

- 鹿児島県公安委員会告示の読点の表記を改める告示 (※) (総務課取扱い) 1

### 警 察 本 部 告 示

- 鹿児島県警察本部告示の読点の表記を改める告示 (※) (総務課取扱い) 2

## 公 安 委 員 会 規 則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

### 鹿児島県公安委員会規則第 4 号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則を廃止する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則 (昭和 32 年鹿児島県公安委員会規則第 4 号) は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県公安委員会規則の読点の表記を改める規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

### 鹿児島県公安委員会規則第 5 号

鹿児島県公安委員会規則の読点の表記を改める規則

この規則の施行の際現に公布されている鹿児島県公安委員会規則において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 公 安 委 員 会 告 示

### 鹿児島県公安委員会告示第 21 号

鹿児島県公安委員会告示の読点の表記を改める告示を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

鹿児島県公安委員会告示の読点の表記を改める告示

この告示の施行の際現に制定されている鹿児島県公安委員会告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則  
この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

警 察 本 部 告 示

鹿児島県警察本部告示第 1 号

鹿児島県警察本部告示の読点の表記を改める告示を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 13 日

鹿児島県警察本部長 岩瀬聡

鹿児島県警察本部告示の読点の表記を改める告示

この告示の施行の際現に制定されている鹿児島県警察本部告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則  
この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。